



2017年9月2日

お客様各位

株式会社カインズ

株式会社良品計画訴訟案件 判決に対する控訴申し立てについて

全国27都道府県内においてホームセンターチェーンを運営する株式会社カインズ(埼玉県本庄市、代表取締役社長 土屋裕雅・以下カインズ)は、株式会社良品計画(以下、良品計画)より、弊社の販売する「ジョイントシステムシェルフ」が良品計画の「ユニットシェルフ」の形態と類似しているとのことから、不正競争防止法2条1項1号差止請求訴訟(東京地方裁判所 民事第46部・平成28年(ワ)第25472号 不正競争行為差止請求事件)の被告として、8月31日(木)に敗訴の判決を受けるに至りました。

しかしながら、弊社としては、当該判決は納得できるものではなく、知財高裁への控訴申し立てを行うことといたします。

弊社では、「くらしに、ららら。」をスローガンとして、お客様の暮らしをより豊かにしてゆくことを日々使命として、機能や品質、価格などの検討を行っております。また、当然のことながら、不当に他社の利益を侵害することのなきよう努めております。

前述のとおり、この度の判決に対しては、弊社として納得のいくものではなく、知財高裁への控訴を申し立て、その中で、弊社の考えをしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

以上